

## 「後期高齢者医療制度」について

### 1. 新制度の対象者

- ・ **75歳以上のすべての方**（75歳の誕生日から資格取得となります）
- ・ **65～74歳で一定の障害があると認定を受けた方**（認定日から資格取得となります）

現在の「老人保健制度」に該当している方は、原則として、すべての方が対象となります。

### 2. 保険証

対象者の方々には、新たに都道府県毎に設立された「後期高齢者医療広域連合」から新しい保険証が交付されますので、ジェイティ健保の被保険者・被扶養者の資格は喪失となり、**ジェイティ健保の保険証は返却していただくこととなります。**

### 3. 保険料

各広域連合毎に保険料額が決められ、原則として年金から天引きされます。

保険料の額 = 被保険者均等割額 + 所得割額（被保険者の所得に応じて負担する額）

**制度加入直前にジェイティ健保の被扶養者だった方は、激変緩和のため、加入から2年間は「均等割額」が半額になります。**さらに、政府与党決定により、平成20年9月までは保険料負担を凍結、同年10月から平成21年3月までは9割軽減される予定です。

### 4. 医療費の自己負担

医療機関で受診する際、各広域連合から交付された保険証を提示することにより、かかった費用の1割（現役並み所得者は3割）を支払います。（現行の老人保健制度と同様）

窓口負担は月毎に上限額が設けられています。

### 5. 健保からの個別案内および調査

2月中旬頃、**対象となる被扶養者を有する被保険者（社員）の方に対して、別途、ジェイティ健保から制度のご案内と保険料の軽減措置を受けるための調査を行いますので、ご協力をお願いします。**

### 6. 各種手続・制度についてのお問合せ先

対象者がお住まいの**各都道府県の広域連合**又は**市区町村の窓口**となります。

### 7. その他

詳細は、[厚生労働省発行のリーフレット\(PDF 2.6MB\)](#)をご参照ください。

本件問合せ先

ジェイティ健康保険組合

適用担当 TEL：03-6830-1030